

山口県報

平成20年
8月29日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………三

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………五

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施に関する告示の一部改正
(畜産振興課)……………六

森林病害虫等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(二件)
(森林整備課)……………六

保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………七

岩国市平田一丁目土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可(都市計画課)……………八

道路の位置の指定(建築指導課)……………八

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………九

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………九

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………〇

公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施……………〇

警備員等の検定の実施……………一

県議会訓令

山口県議会議事務局外務規程の一部を改正する訓令……………二

雑報

山口県道路公社が行う有料道路の改築工事の完了……………二

山口県告示第四百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月二十九日から同年九月十八日まで、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (N _m ³ /時)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 間 一 日 当 た る 使 用 時 間 の 概 要 季 節 的 変 動 の 概 要
三三三ーリ	一、〇〇〇	平成二〇、 九、二五	平成二〇、 一、二八	平成二〇、 一、二九	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

種 類	種 類	種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類		種 類	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
塩化物処理施設	COD処理施設	沈殿池	種 類	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
九	一〇	六・五	九	七	一〇・五	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質濃度 (mg/l)	窒素濃度 (mg/l)	燃 料 値 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
九・五	八・五	九・六	八・五	九・五	一・八	常	最	大	常	最	大	常	最	大	常	最	大	常	最	大	常
"	三・八〇	二〇	一七五	"	一三・八	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
"	四一〇	二五	二〇〇	"	二二	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	"	"	"	"	三、五〇〇	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	〇・二	"	七	"	二二・五	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	〇・三	"	一五	"	二〇・四	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	"	〇・二	八・二	〇・一	六・一	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	〇・三	〇・二	一一・二	一	一〇・六	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	"	"	検出せず	"	五	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	五七二	"	一、五四七	"	四〇、九三三	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
"	七二五	"	一、九八〇	"	五五、六一四	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
塩化物処理施設	COD処理施設	沈殿池	種 類	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
鉄製	コンクリート製	堰 囲 い	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	概 季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
七五〇	二、〇〇〇	七三、〇〇〇	蒸 留	七五〇	活性汚泥	二四時間	連続	二四時間	変動なし	(既)	(設)	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
三三ーリ	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質濃度 (mg/l)	窒素濃度 (mg/l)	燃 料 値 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
一一	常	八	五	一〇	一〇	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三	〇・二	〇・三
二二	最	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三三	大	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水		水の汚染状態		の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)		
"	七	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
"	九、六	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
二・五	三・九	三・八	五	五	三	一・三	二・一	〇・〇四
〇・三	〇・六	〇・二	〇・三	〇・一	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一三
二、四三〇	四七二、九三三	四、一八五	六五五、六一四	二、四三〇	四七二、九三三	四、一八五	六五五、六一四	二、四三〇

山口県告示第四百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年八月二十九日から同年九月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目		七四		七の一		五三一口		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
構造	能力	(N ³ /m ³ /時) 五〇〇	(N ³ /m ³ /時) 八一〇	(N ³ /m ³ /時) 二一〇	(N ³ /m ³ /時) 二〇〇	(N ³ /m ³ /時) 二〇〇	(N ³ /m ³ /時) 二〇〇	(N ³ /m ³ /時) 二〇〇	「五三一口」、「七の一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。
	工事着手年月日	（既）	平成二〇、一	（既）	（既）	（既）	（既）	（既）	
造	工事完成年月日	（既）	平成二二、〇	（既）	（既）	（既）	（既）	（既）	「五三一口」、「七の一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。
	使用開始年月日	（既）	平成二二、〇	（既）	（既）	（既）	（既）	（既）	
使用の方法	使用時間	連続	連続	連続	連続	連続	連続	連続	「五三一口」、「七の一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。
	使用の時間	二四時間	二四時間	二四時間	二四時間	二四時間	二四時間	二四時間	
季節的変動の概観	変動	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	「五三一口」、「七の一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。
	変動の概観	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

COD 処理施設				沈殿池				種類
処理後		処理前		処理後		処理前		項目
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
六・五	"	九	"	七	"	一〇・五	"	水素イオン濃度 (水素指数)
八・六	五・八	"	九・五	八・五	"	九・六	"	化学的酸素要求量 (mg/l)
二〇	"	一七五	"	二二	"	二二	"	浮遊物質質量
二五	"	二〇〇	"	二〇	"	二〇	"	窒素
一〇〇	"	一〇	"	二〇	"	二〇	"	燃焼
"	"	七	"	"	"	二〇・四	"	ふっ素
"	"	一五	"	"	"	六・一	"	汚水等の一日当たりの量 (m³)
〇・〇二	"	八・二	"	〇・一	"	一〇・六	"	常
〇・二	"	一一・二	"	—	"	五	"	最
"	"	検出せず	"	"	"	五	"	大
一、五五九	一、五四七	一、五五九	四〇、九三三	四〇、八二八	四〇、九三三	四〇、八二八	四〇、八二八	常
一、九五〇	一、九八〇	一、九五〇	五五、六一四	五五、四五九	五五、六一四	五五、四五九	五五、四五九	最
								大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		七一の四		五三一口		種類
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目
"	七	"	九	"	一三	
"	九・六	"	九・五	"	一四	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	一三・八	"	三八〇	"	五	浮遊物質質量
二二	二二・一	"	四二〇	"	一〇	窒素
"	"	"	一〇	"	二〇	燃焼
"	二〇	"	一〇	"	五〇	ふっ素
"	二二・五	"	〇・二	"	八〇	汚水等の一日当たりの量 (m³)
"	二〇・四	"	〇・三	"	一二〇	常
"	〇・一	"	〇・〇二	"	〇・〇三	最
"	—	"	〇・〇三	"	〇・〇五	大
四〇、九三三	四〇、八二八	五七二	五六九	"	三五	常
五五、六一四	五五、四五九	七二五	七二〇	"	五〇	最
						大

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。)から移入したものは検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。)

四 期日
平成二十年九月九日から平成二十一年三月三十一日まで

五 検査の方法
ラテックス凝集反応法

山口県告示第四百十一号

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施に関する告示(平成二十年山口県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

七の(四)中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十年九月八日」に改める。

山口県告示第四百十二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号の命令を行うので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、山口市、萩市、長門市及び阿武郡阿東町の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成二十年九月十八日から平成二十一年三月二十四日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従つこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる措置を行つべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (四) 知事は、(三)の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行つべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第四百十三号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第二項の規定により、特別伐倒駆除を命ずるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

光市及び萩市の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成二十年九月十八日から平成二十一年三月二十四日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合は、十五ミリメートル)以下となるように行うこと。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者が

ら徴収することがある。

山口県告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

- 長門市三隅上字迫谷九〇八の二、字大谷一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五の一、一〇一六の一、一〇八二、一〇八四、一四三九、字粟畑一〇〇六、一〇〇七の一、一〇〇九、一一三八、一一五一の一、一四二七、一四五三の一、一四五三の三、一四五四の四、一四五四の六、一四五四の七、一四五五の一、一四五五の二、字堂ヶ浴一〇二二、一一〇九、一一二二、字勝屋谷一〇一五、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇六〇の一、一〇六二、一〇六三、一〇六四の六、一〇六四の一、一〇六四の二、一〇六四の四、一〇六四の一七、一〇六四の二四、一〇六四の二七、一〇六四の二八、一〇六四の三〇、一〇六四の三一、一〇六四の三五、一〇六四の五〇から一〇六四の五七まで、一〇六四の八一、一一七〇、一四八七、一四八九、一四九〇、一四九六、一六七九の二、一六八六、一六八七、一六八九、一六九二、一六九六から一六九九まで、字御所一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三六、一〇四一、一一六二、一一六四、一一六五、一一六七の二、一一六七の三、一一六八、一一六九、一一七一から一一七四まで、一一七五の一、一一八一、一一八八、一一九八、一四五六、一四五六の一から一四五六の三まで、一四五六の五、一四五六の七、一四五六の八、一四五六の一〇、一四五六の一九、一四五六の二六、一四五六の二七、一四五六の三二、一四五六の三三、字登り尾一〇四二、一〇四四、一〇四六、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一、一〇五二、字勸場一〇六四の九、一〇六四の八四、字於万淵一〇六四の八〇、字梶ヶ原一〇六九の二、一〇六九の五、字毛枕一〇七三、一四八〇、字夜中一〇七九の三、一〇八三の一、一〇八四の一、字稗畑一〇九八、一一〇〇、一一〇五、字藤十郎一一一三、一一一五、一九四一、一九五二、字牛ヶ迫一一三二、一九四九、一九五三、字芋ヶ迫一一二四から一一二六まで、字六郎畑一一三四、一一三五の一、一一三八、字堤ヶ浴一一五三の一、一一五三の二、一一五四、字楠一一三九の一、一四六一の一、字桂一七四一、字犬越一七八一

二 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

三 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土地区画整理組合の名称
岩国市平田一丁目土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
岩国市川西四丁目一九三三番地の一
- 三 設立認可の年月日
平成十六年十月五日
- 四 変更の内容
(一) 事務所所在地を岩国市平田五丁目二八番一六号とする。
(二) 事業施行期間を平成十六年十月五日から平成二十二年三月三十一日までとする。
変更認可の年月日
平成二十年八月二十九日

山口県告示第四百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 山陽小野田市大字津布田字木船原六六四の一及び六六四の一（地先）	幅 (メートル) 六・〇～八・七	延 (メートル) 五八・八	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 四一三・九〇
---	------------------------	---------------------	-------------------------------------



(三五四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年十月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。
平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年八月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 亀山公園を愛し育てる会
代表者の氏名 坂本 勉
主たる事務所の所在地 山口市後河原一六〇番地
三 定款に記載された目的
亀山公園の存在意義にかんがみ、市の担当部局と充分に協議をしながら、当該公園の美化に努め、及び機能の改善を図り、並びに進んで行事に参画することにより、当該公園が山口県民全体からひとしく愛されて、来園者の憩いの場、青少年の愛郷心のかん養の場、帰郷した者の望郷の場及び観光都市山口の最大の拠点としての機能を果たすことに寄与すること。

(三五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年四月十八日山口県公告(一六九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年八月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ハローデイ古屋店
所在地 下関市古屋町一丁目一七六一

二 意見の概要

交通に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(三五六) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十年十一月十一日(火曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十年十月七日(火曜日)から同年十月二十一日(火曜日)まで(郵送の場合、十月二十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年十二月二日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三―九三三―三三三四)にすること。

(三五七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年八月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
岩国市柱島土地改良区	理事	笹川 清	岩国市柱島一九四

〃	〃	桑林 廣人	〃 二四七五の一
〃	〃	笹村 節雄	〃 二二七三
〃	〃	高見 満幸	〃 三四〇
〃	〃	牧本 民治	〃 一七八九
〃	〃	松根 正利	〃 一七七七
〃	〃	平本 英雄	〃 一九〇四
〃	〃	中森伊佐男	〃 二二四

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
岩国市柱島土地改良区	理事	森岡 駒雄	岩国市柱島一六七九
〃	〃	亀田 春生	〃 二一八四
〃	〃	桑林 廣人	〃 二四七五の一
〃	〃	木田 昭一	〃 二一九
〃	〃	笹川 清	〃 一九四
〃	〃	笹村 節雄	〃 二二七三
〃	〃	平本 英雄	〃 一九〇四
〃	〃	浦浪 利彦	〃 二二三四

山口県公安委員会告示第四十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)以下「法」という。(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十年八月二十九日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)以下「講習規則」という。)第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十年九月二十九日(月曜日)から同年十月二日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月三日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十年十月二日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月三日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)以



下「検定期則」という。(第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定期則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

工 検定期則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定期則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定期則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) (一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)(、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)(

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第四十一号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十年八月二十九日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
貴重品運搬警備業務	二級	三十名

二 検定の日時及び場所

日	時	場	所
平成二〇、一一、二九	午前九時から午後五時まで	山口市仁保下郷一四五九番地	山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)(であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十年十月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八）にすること。

山口県議会訓令第4号

局 中 一 般

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

山口県議会議長 島 田 明

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議事局処務規程（昭和四十四年山口県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項総務課に関する部分第五号中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年九月一日から施行する。



山口県道路公社が行う有料道路の改築工事の完了

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の改築に関する工事が次のとおり完了するので、同法第二十二條第二項の規定により公告します。

平成二十年八月二十九日

山口県道路公社

理事長 嶋 岡 正 三

一 有料道路名

山口宇部有料道路

二 路線名

県道山口宇部線

三 工事の区間

山口市阿知須及び宇部市大字東岐波地内

四 工事の完了年月日
平成二十年八月三十一日

平成二十年八月二十九日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）